

平成29年度

# 奈良県多文化共生・国際化 推進モデル事業補助金

## 募集案内

奈良県では、国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の推進及び地域の国際交流・協力活動の促進を図るため、県内の市町村又は国際交流・協力団体等が行う多文化共生又は地域の国際化に係る事業に要する経費について、補助金を交付します。

平成29年度については、本補助金募集案内及び「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金交付要綱」（平成29年4月1日施行）に基づき、募集を行います。ふるってご応募ください！

- ・応募書類が昨年度と異なっておりますので、ご注意ください。
- ・昨年度、この補助金の交付を受けられた補助事業者は、今年度においてはご応募いただけません。平成27年度にこの補助金の交付を受けられた補助事業者は、応募いただくことができます。

○募集締切 平成29年5月15日（月）（必着）

連絡先 奈良県総務部知事公室国際課国際交流係（川畑、杉村、小倉）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

TEL：0742-27-8477（直通）

FAX：0742-22-1260

ホームページ：<http://www.pref.nara.jp/8956.htm>

## 補助内容

### ○ 補助対象者

- ・市町村
- ・次に掲げる要件を全て満たす団体（以下、「国際交流・協力団体等」といいます。）
  - ① 活動の本拠地が奈良県内にあること。
  - ② 多文化共生、国際交流又は国際協力の推進に寄与する活動の実績が原則1年以上あること。
  - ③ 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する定めがあること。
  - ④ 非営利の団体であること。
  - ⑤ 特定の政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

※ただし、平成28年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金の交付を受けた補助事業者は、ご応募できません（平成27年度に本補助金の交付を受けた補助事業者は、ご応募いただけます）。

### ○ 補助対象事業

補助対象者が実施する次に掲げる事業で、特に重要性及び必要性が高く、他団体の範となるものとして知事が認める事業を補助対象事業とします。

- (1) 県内在住外国人の生活利便性の向上又は海外からの来訪者の円滑な県内滞在等を促進するための多言語表記による印刷物又は電子媒体等を作成する事業
- (2) 県内在住者を含む外国人と日本人県民が、相互理解を深めるため、共に参加し交流する催しを実施する事業
- (3) 県民に対して、海外の優れた文化及び習慣等を紹介する事業

※ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業となりません。

- ・ 補助対象者が既に実施している事業の財源の組替えを主とするもの。
- ・ 補助対象者が既に実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの。
- ・ 単なる資金供与だけのもの。
- ・ 事業実施による効果が特定の個人又は少数の者にしか及ばないもの。
- ・ 他の補助金等の交付を受けているもの。

## ○ 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

- ・ 謝金（講師、委員等）
- ・ 印刷費（資料等）
- ・ 旅費（当該補助事業に要する職員、講師、委員等）
- ・ 通信費（郵送料）
- ・ 募集広告料
- ・ 使用料及び賃借料（会場、パソコン等）
- ・ 委託費（ただし、後述の補助対象外経費に該当するものは含まない）
- ・ 消耗品費（当該補助事業に要する消耗品）
- ・ その他事業を実施するために知事が特に必要と認める経費

### ※補助対象外経費の例

- ・ 補助金、負担金等
- ・ 他用途に転用可能な備品整備等
- ・ 工事を伴う施設整備等
- ・ 食糧費
- ・ 海外への派遣事業に係る渡航及び滞在費等
- ・ 海外からの招へい事業に係る渡航及び滞在費等
- ・ 記念品及び贈答品等の購入費
- ・ 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、補助対象者の通常運営に要する経常的経費
- ・ 領収書がない等使途が不明な経費

## ○ 補助金の額

- ・ 市町村 補助対象経費の2分の1以内
- ・ 国際交流・協力団体等 補助対象経費の3分の2以内

※いずれも、1事業当たりの補助限度額は、100万円です。

## ○ 実施期間

補助事業の実施期間は、原則、補助金の交付決定を受けた日から平成30年3月30日（金）までとします。

## 応募

### ○ 応募書類

本事業の応募にあたっては、次の書類を提出してください。（応募用紙は奈良県国際課のホームページからダウンロードできます。）。なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

- ① 奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金企画提案書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第3号様式）
- ④ 団体調書（第4号様式）
- ⑤ 団体の規約、定款等の写し、役員名簿、過去3年分の決算書及び当該年度の予算書
- ⑥ その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催し案内等）  
※市町村の場合は、④及び⑤の提出を省略することができます。

### ○ 応募書類の提出期限

平成29年5月15日（月）必着（持参の場合は、当日17時まで）

### ○ 提出先

奈良県総務部知事公室 国際課 国際交流係  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
電話：0742-27-8477  
ファックス：0742-22-1260

※提出は、持参若しくは郵送に限ります（ファックス、電子メールでの応募はできません）。

※郵送の場合は、必ず電話等で、県国際課に到着確認を行ってください。

※送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

## 審査

応募のあった事業について、第1次審査及び第2次審査を行い、採択事業を決定します。

### ○ 第1次審査（書面審査）

奈良県総務部知事公室国際課において、応募書類の書面審査を行います。

### ○ 第2次審査（外部の有識者等を含む審査会による審査）

第1次審査を通過した応募者から、審査委員に対してプレゼンテーションを行っていただきます（1団体につき、5分説明・5分質疑（予定））。

審査会において、プレゼンテーションの結果、事業内容及び地域バランス等を考慮しながら、総合審査の上、採択・不採択を判定します。なお、第2次審査にあたっては第1次審査の内容を参考にすることがあります。プレゼンテーションに参加しない応募者の事業は不採択とします。

#### ※プレゼンテーション概要

- ・日時：平成29年6月上旬（予定）

※具体的な日時・場所等は、別途通知します。

当初予定から変更される場合もありますので、予めご了承下さい。

- ・プロジェクターを使用する場合は、電子データを事前に指定された日時までに、ウイルスチェックの上、奈良県国際課まで送付してください（使用するパソコンのOS等は別途通知します）。

## ○ 審査基準

### (1) 第1次審査基準

- ① 応募者が上記「補助対象者」の要件を満たしていること
- ② 応募事業が上記「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ③ 単なる構想ではなく、実現可能な内容となっていること

### (2) 第2次審査基準

目的と効果	・ 事業目的とその効果が、補助金の趣旨に見合ったものであるか。
新規性	・ 事業内容に新規性があるか。
波及性、 継続性・発展性	・ 他団体の範となるものとして波及効果が見込まれる事業となっているか。 ・ 今後の継続や発展が見込まれるか。
公益性	・ 不特定多数の者に効果が還元される公益性の高いものであるか。
手段の有効性	・ 手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか。 ・ 一定の事業効果が見込めるか。
実現可能性	・ 団体の事業の遂行能力は十分か。 ・ 事業計画は実現可能なものか。 ・ 経費の積算は適切か。
審査員独自加点	・ 審査員独自の視点による加点

## 補助金の交付決定及び事業実績報告等

### ○ 補助事業の採択及び補助金の交付決定

応募事業が補助事業として採択された場合には、県より通知を行いますので、補助金の交付を希望する応募者は、「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金交付申請書」（第5号様式）等をご提出下さい。適当と認められる場合には、補助金の交付決定を行います。

なお、採択及び交付にあたっては条件を付けることがあります。

### ○ 事業中間報告

交付決定を受けた応募者は、交付決定通知で指定される期日までに、所定の様式により補助事業の中間報告をする必要があります。

### ○ 事業実績報告

補助事業が終了したときは、事業完了日から20日以内又は平成30年3月30日（金）のいずれか早い日までに事業実績報告書に必要な書類を添付して提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。

### ○ 補助金の交付（精算払い）

事業実績報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定を受けた応募者に通知します。通知を受けた応募者は、「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金交付請求書」（第18号様式）を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

### ○ 補助金の交付（概算払い）

交付決定を受けた応募者は、補助事業の完了前に、その一部を概算払いにより受けることもできます。ただし、概算払いによる交付回数は2回以内で、概算払いによる交付金額の合計は、交付決定額の2分の1以内の額です。

補助金の概算払いを受けようとする場合は、「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金概算払請求書」（第11号様式）に必要な書類を添付して提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。適正な請求書を受理した後、補助金を概算払いします。

## 事業スケジュール（予定）

※日程等については決定次第ホームページ等にて御案内します。

事項	日程
応募締切	平成29年5月15日（月）
第1次審査	平成29年5月中旬～下旬
プレゼンテーションの開催	平成29年6月上旬
第2次審査	平成29年6月上旬
採択事業の決定、交付決定、公表	平成29年6月中旬～下旬
中間報告	（※別途通知します）
補助事業の完了	平成30年3月30日（金）まで
事業実績報告	事業完了日から20日以内又は平成30年3月30日（金）のいずれか早い日まで
補助金の額の確定、交付（精算払い）	事業実績報告の審査後、速やかに

## その他

### ○ 募集案内、応募用紙の配布等

- ・ 奈良県ホームページからダウンロードできます。
- ・ 奈良県国際課（県庁主棟6階）においても配布します。
- ・ 郵送を希望される場合は、郵便切手140円を添付し、送付先の郵便番号、住所、氏名を記載したA4サイズが入る封筒を同封のうえ、封筒に、「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業募集案内送付希望」と明記して、下記あて郵送してください。

（送付先）

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県総務部知事公室 国際課 国際交流係

### ○ 応募書類の記載方法

- ・ 所定の様式に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・ 書類は原則として、ワープロまたはパソコンで作成してください。
- ・ 用紙のサイズはA4で統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。ただし、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさを結構です。

○ **応募に係る費用負担**

応募に係る費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）および事業実施後の報告に係る費用は、全て応募者の負担となります。

○ **情報公開**

- ・ 応募書類の記載事項は、担当者に関する事項等の一部の個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・ 応募された事業名、事業内容、団体名及び代表者名は公表します。
- ・ 第1次、第2次審査の概要は公表します。